

福島県南サッカー協会一種委員会運営要綱

【§ 1 一種委員会に関する事項】

1. 一種委員会の開催、招集

- (1) 一種委員会は、年度の活動計画に従い、県南サッカー協会一種委員長名をもって招集する。
- (2) 開催通知は、文書で各チームの代表者宛、開催日の10日前をメドに発信する。

2. 一種委員会の運営

- (1) 一種委員会は、加盟チームの代表者、協会役員及び運営委員を持って構成する。
- (2) 一種委員会の議事進行は、一種委員長がその任に当たる。
- (3) 総会は、年度初めに招集し、前年度事業及び決算報告、当年度活動計画及び予算、各種大会要綱、運営委員の選出、運営要綱の改廃等について審議する。
- (4) 一種委員会は、総会で決定した事項を具体的に推進するために、各チームが協力して審議する。その他各種大会の開会式、及び閉会表彰式等、一種委員会が運営に必要な事項全般について審議を行う。
- (5) 一種委員会の議事決定は、原則として出席者の合議制とする。
- (6) 一種委員会を欠席したチームには事務局より連絡をする。

【§ 2 運営委員会に関する事項】

1. 運営委員会の構成

- (1) 運営委員会は、一種総会において選出された委員若干名、及び一種委員長・一種副委員長をもって構成する。
- (2) 運営委員長は、一種委員長が担当し、一種委員会運営に関する実施全般を統括する。
- (3) 運営副委員長は、一種副委員長が担当し、運営委員長を補佐する。
- (4) 運営委員は、会計・記録・審判・組合せ・報道・部会招集等の実施を分担する。
- (5) 運営委員は、審判委員会も分担する。

2. 運営委員会の招集

- (1) 運営委員会は、必要の都度運営委員長が招集する。

【§ 3 大会に関する事項】

1. 選手及び参加資格

- (1) 福島県南サッカー協会加盟チームの登録選手であること。
- (2) 選手の資格は、社会人及び福島県地区在住の大学生とする。
- (3) 上記資格のない者を入れて試合を行ったチームにはペナルティーを与える。
- (4) 選手の資格について凝議が生じた場合は、運営委員会で審議決定する。

2. 登録要件

- (1) 県協会公認審判員が3名（内1名は資格3級以上の者）以上所属していること。
- (2) 1チームの登録人数は、監督を含めて40名までとする。
- (3) 県南協会を通じて行う登録資格、4月1日より3月31日までとする。

- (4)選手の追加登録の受付は、各大会の開会式までとする。
- (5)選手の二重登録は認められない。所属チーム以外のチームの試合に出場した選手はその選手、及びその選手を受け入れたチームにはペナルティーを与える。
- (6)年度中途における登録選手の他チームへの移動は認められない。
- (7)県協会登録選手が、県南協会一種チームへの重複登録は認められる。

3. 組合せ及び日程

- (1)組合せ及び日程は、運営委員会が原案を作成し、一種委員会に諮って決定する。
- (2)加盟チームの事情による、組合せ及び日程の変更は原則として認められない。

4. リーグ編成

- (1)春季大会、及び秋季大会は原則としてリーグ戦方式とする。
- (2)リーグ編成は、1部から5部、5部は特別リーグ（登録チーム数で変更あり）
- (3)30チームを越える登録があった場合は、リーグ待機とし複数チームの場合はトーナメント戦を編成する。（上位チームが、次回大会より下部最下位と入れ替える）
- (4)リーグ編成は参加チーム数と前回のリーグ成績により決定する。なお、自動入れ替え数は各大会の参加チーム数により決定する。

5. リーグ戦の順位決定

- (1)リーグ戦の順位決定は勝点方式とし、勝＝3点、引き分け＝1点、負＝0点、及び棄権による不戦勝＝－1点とし、勝点の多い順番とする。
- (2)勝点の合計が同一の場合は、次の順序で決定する。
 - ① 得失点差 ②得点差 ③当該チームの対戦成績
- (3)相手チームの棄権による不戦勝のスコアは、3対0とする。

6. 夏季大会組合せ

- (1)夏季大会は、登録チームのうち、大会参加希望チームのトーナメント戦で行う。
- (2)組合せは、抽選により決定する。（シードチームは原則として設けない。）

7. 試合

- (1)試合時間は、全大会60分、休憩5分で運営する。
- (2)試合成立の必要最低選手数は、7名とする。
- (3)選手の交替は、1試合10名までとする。
- (4)定められた試合開始時刻までに、成立人員に達しなかった場合、主審は棄権試合を宣告する。棄権したチームの処分は運営委員会で決定する。
但し、不測の事態等正当な客観的理由がある場合は、一種部会の決定による。
- (5)退場となった選手、及び警告が2回となった選手は次の試合に出場できない。
(注)次の試合とは、大会または年度をまたがるケースを含める。
- (6)大会中退場が2回となった選手は、次回大会（夏季大会を除く）のすべての試合に出場できない。
- (7)特別リーグは特別ルールを適用する。

8. 審判員

- (1)各大会の主審は、原則として資格3級以上の者を運営委員会にて割当てる。
- (2)主審は、試合記録カードに結果(得点者名を含)を記録し、当番チームに提出する
- (3)線審は、運営委員会にて各チームに割当てるので、チーム代表者が資格4級以上の者を各チーム登録者より指名する。
- (4)審判員は、審判服及びワッペンを必ず着用する。
- (5)割当てられた審判員の不履行には、そのチームにペナルティーを与える。
- (6)審判員は試合割当ての30分前に集合し、両チームのユニホームチェックをする。

9. 当番チーム

- (1)各試合日の当番チームは、運営委員で割当てる。
- (2)当番チームは、次の役割を担当する。
 - ①主審より試合記録カードを回収し、試合結果報告書に記録する。
 - ②担当試合の審判員の実施状況とその確認を行なう。
 - ③試合終了後、グラウンドの整備・用具の後片付け・ベンチの清掃を確認する。
 - ④試合結果を当日中に、福島民友新聞社及び福島民報新聞社に連絡する。
 - ⑤試合結果報告書、審判カードを速やかに(3日以内)事務局へ郵送する。
 - ⑥具体的役割については、別紙「当番チームの役割」を参照のこと。
- (3)割当てられた当番チームの不履行には、そのチームにペナルティーを与える。

10. 表彰

(1)春季大会及び秋季大会の団体表彰

各部の優勝に持回りトロフィーと賞品、賞状準優勝、3位には賞品と賞状

(4)夏季大会の団体表彰

優勝、準優勝、3位にはレプリカと賞状。

(5)個人表彰

春季大会及び秋季大会の各リーグ得点王1名に、レプリカを授与する。

得点数が同じ(複数)の場合が、次の基準による。

- a. リーグ成績が上位チームの選手。
- b. 同一チームの場合は、所属チームの代表者による推薦。

*特別リーグは除く

11. 大会運営費

(1)大会を運営するために、各チームは次の運営費を開会式までに納入する。

①春季大会、及び秋季大会は1試合2,500円×試合数。

リーグ待機チームは1試合2,500円×試合数。

②夏季大会は、1チーム3,000円とする。

【§ 4 審判委員会に関する事項】

1. 審判委員会の構成

- (1) 審判委員会は、運営委員会において選出された委員若干名、及び委員長・副委員長をもって構成する。
- (2) 審判委員会は、必要の都度審判長が招集する。

【§ 5 その他細部事項】

- (1) 試合結果は、福島民友社・福島民報社に連絡し、新聞記事掲載を依頼する。
- (2) 一種委員会において決定した大会日程を、悪天候などの理由でやむなく変更する場合は、事務局より各チーム代表者（不在の場合は第二代表者）へ連絡する。
- (3) コート作り等の会場準備は、第一試合のチームが担当する。（会場集合60分前）
- (4) グランドならし等の会場の後片付けは、最終試合のチームが担当する。
- (5) この大会運営要綱に疑義を生じた場合は、一種委員会に諮って決定する。

この運営要綱は、昭和61年7月8日より改正実施する。

昭和58年	8月25日一部改正	平成6年	3月23日一部改正
昭和59年	3月15日一部改正	平成9年	3月18日一部改正
昭和60年	8月28日一部改正	平成13年	3月24日一部改正
昭和61年	7月8日一部改正	平成15年	3月23日一部改正
平成4年	4月2日一部改正	平成16年	3月24日一部改正
平成4年	8月26日一部改正	平成18年	3月25日一部改正
平成5年	2月24日一部改正	平成19年	3月25日一部改正
		平成20年	3月29日一部改訂
		平成22年	8月28日一部改定
		平成23年	4月2日一部改定
		平成25年	3月30日一部改定